第三十八条の五第一項第一号中「並びに同条第一項」を「、同条第一項」に改め、「仲介行為」の下に「並びに清算中の法人の残余財産のうちに当該法人がその取得をした日から引き続き所有していた土地等で所有期間（その取得をした日の翌日から法第六十二条の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等をした日の属する年の一月一日までの所有期間とする。）が五年以下であるもの（当該土地の譲渡等をした日の属する年において取得をしたものを含む。）がある場合における当該残余財産の確定」を加え、同項第二号イ(2)中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「又は事後設立法人」を「又は現物分配法人」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同項第三号を削り、同条第六項第一号中「、独立行政法人空港周辺整備機構」を削り、同条第二十六項中「及び第四十四項」を削る。

第三十九条第七項及び第十項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第二十一項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第二十二項中「同項第二号及び第三号」を「同項第二号」に、「これらの規定」及び「法第六十四条の二第四項第二号及び第三号」を「同号」に、「、法第六十八条の七十一第一項」を「、同項」に改め、同条第二十三項第三号及び第四号中「同項第三号」を「同項第二号」に改め、同条第二十六項中「第十四条の八第三号ロ又はハ」を「第十四条の八第四号ロからニまで」に改め、同条第三十一項中「これらの規定に規定する適格分社型分割等」を「法第六十四条第八項（法第六十四条の二第八項において準用する場合を含む。）に規定する適格分割等又は法第六十四条の二第二項に規定する適格分割若しくは適格現物出資」に改める。

第三十九条の二第九項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第三十九条の三第六項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改める。

第三十九条の五第十三項中「第六十五条の四第一項第七号」を「第六十五条の四第一項第六号」に改め、同条第十四項中「第六十五条の四第一項第八号」を「第六十五条の四第一項第七号」に改め、同条第十五項中「第六十五条の四第一項第九号」を「第六十五条の四第一項第八号」に改め、同条第十六項中「第六十五条の四第一項第十号」を「第六十五条の四第一項第九号」に改め、同条第十七項中「第六十五条の四第一項第十一号」を「第六十五条の四第一項第十号」に改め、同条第十八項中「第六十五条の四第一項第十一号の二」を「第六十五条の四第一項第十一号」に改め、同条第二十五項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第二十八項中「同項第九号」を「同項第八号」に改める。

第三十九条の七第一項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第二十六項第二号イ中「又は適格分割に該当しない分割型分割」及び「又は分割型分割」を削り、同条第二十八項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、「以下この項及び」を削り、同条第二十九項第二号イ中「又は適格分割に該当しない分割型分割」及び「又は分割型分割」を削り、同条第三十九項第一号中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改め、同項第四号中「法第六十五条第三項」を「第六十五条第三項」に改め、同条第四十一項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第四十三項中「規定する適格分社型分割等」を「規定する適格分割又は適格現物出資（第三号において「適格分割等」という。）」に改め、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同条第四十四項を削り、同条第四十五項中「第六十五条の八第四項第三号」を「第六十五条の八第四項第二号」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、「差益割合」の下に「（同条第十五項第四号に規定する差益割合をいう。）」を加え、同項を同条第四十四項とし、同条第四十六項中「同項第二号及び第三号」を「同項第二号」に、「これらの規定」及び「法第六十五条の八第四項第二号及び第三号」を「同号」に、「、法第六十八条の七十九第一項」を「同項第二号」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十七項第三号及び第四号中「同項第三号」を「同項第二号」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十八項を同条第四十七項とし、同条第四十九項中「適格事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第五十項を同条第四十九項とし、同条第五十一項中「合併法人等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第五十二項を同条第五十一項とし、同条第五十三項を同条第五十二項とし、同条第五十四項中「第十四条の八第三号ロ又はハ」を「第十四条の八第四号ロからニまで」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十五項を同条第五十四項とし、同条第五十六項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「合併法人等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十七項中「合併法人等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「適格合併等」を「適格合併、適格分割又は適格現物出資」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第五十八項中「これらの規定に規定する適格分社型分割等」を「法第六十五条の七第九項（法第六十五条の八第八項において準用する場合を含む。）に規定する適格分割等又は法第六十五条の八第二項に規定する適格分割若しくは適格現物出資」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第五十九項を同条第五十八項とし、同条第六十項を同条第五十九項とし、同条第六十一項を同条第六十項とする。

第三十九条の八第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第三十九条の九第十項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第十二項中「規定する適格分社型分割等」を「規定する適格分割又は適格現物出資（第三号において「適格分割等」という。）」に改め、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同条第十三項中「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同条第十四項中「同項第二号及び第三号」を「同項第二号」に、「法第六十五条の十二第五項第二号及び第三号」を「同号」に、「、法第六十八条の八十三第一項」を「、同項」に改め、同条第十五項第三号及び第四号中「同項第三号」を「同項第二号」に改め、同条第十八項中「これらの規定に規定する適格分社型分割等」を「法第六十五条の十一第四項（法第六十五条の十二第九項において準用する場合を含む。）に規定する適格分割等又は法第六十五条の十二第三項に規定する適格分割若しくは適格現物出資」に改め、同条第二十項中「第十四条の八第三号ロ又はハ」を「第十四条の八第四号ロからニまで」に改める。

第三十九条の九の二第七項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第九項中「同項第二号及び第三号」を「同項第二号」に、「法第六十五条の十四第五項第二号及び第三号」を「同号」に、「、法第六十八条の八十五第一項」を「、同項」に改め、同条第十項第二号中「同項第三号」を「同項第二号」に改め、同条第十一項中「これらの規定に規定する適格分社型分割等」を「法第六十五条の十三第四項（法第六十五条の十四第九項において準用する場合を含む。）に規定する適格分割等又は法第六十五条の十四第三項に規定する適格分割若しくは適格現物出資」に改め、同条第十三項中「第十四条の八第三号ロ又はハ」を「第十四条の八第四号ロからニまで」に改める。

第三十九条の九の三を削る。

第三十九条の十第四項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。